

農業委員会交際費の支出に関する基準

1 趣旨

農業委員会交際費の支出に関する基準を定めることにより、事務の適正化を図るとともに、その使途について透明性を確保することを目的とする。

2 交際費の支出基準

農業委員会交際費は、農業委員会会長が農業委員会を代表して行う対外的な交際に要する経費であり、その執行に当たっては、社会通念上、妥当と思われる範囲内で必要最小限の支出とする。

(1) 会費

各種団体の総会、懇親会等に出席する際の会費として支出するものである。

案内通知のあったもので、農業委員会会長（会長の代理として会長職務代理委員等が出席する場合を含む。）が出席するとしたものを対象とする。

会費の額は、案内通知等に明記してあれば、その額とし、明記の無い場合においては10,000円を上限とする。

(2) 弔慰費

弔慰の支出は別紙のとおりとし、香典は10,000円を限度とする。

(3) 渉外用品

農業委員会視察時の土産。

なお、一視察先で複数部署等が対応されるときは、複数部署等の数とする。

3 定めのない事項

この支出基準に定めのない事項又はこの支出基準について疑義が生じたときは、その都度協議し、特に必要と認めたものは、この限りではない。

4 見直し

この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この基準は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(農業委員会会長交際費の支出基準の廃止)

第2条 農業委員会会長交際費の支出基準(平成27年4月27日農業委員会会長
決裁)は、廃止する。

農業委員会交際費 弔慰基準

区分	基 準		備 考
農業委員会委員 現職	本 人	香 典	
	配偶者	香 典	
	実父母	香 典	同居のみ
	子 供	香 典	同居のみ

その他

- 1 返礼は一切受けないものとする。
- 2 上記記載以外で疑義が生じた場合は、その都度協議する。